

○国民健康保険に加入されている方は、別途手続きが必要になる場合がありますので下記までお問い合わせください。

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎669134

### ○転入転出に伴う窓口業務の土日開庁のお知らせ

年度末年度始めに住民異動が集中するため、以下のとおり窓口業務を休日開庁します。

▶日程及び時間=4月4日(日) 午前8時30分~正午

※手続きの内容によっては、当日処理できない場合があります。

事前に担当課へお問い合わせください。

### ▶取扱業務=転入転出等に伴う関連手続き

- ・住民票異動届(転入届・転居届・転出届等)
- ・個人番号カード等の住所変更
- ・国民健康保険被保険者証発行
- ・国民年金加入
- ・後期高齢者医療被保険者証の変更届
- ・介護保険被保険者証の交付回収
- ・児童手当認定請求、住所等変更届、消滅届
- ・児童扶養手当の住所変更届
- ・児童医療費受給資格登録申請
- ・印鑑登録
- ・水道料金、開栓、休止 など

※パスポートの申請受付、受取は実施しません。



▶問い合わせ先=住民課 総合窓口係 ☎669125

## 住所を変更したら必ず届出が必要です!!

入学や就職、転勤など、新しい生活が始まることの多い春は、引っ越しのシーズンです。住民票は、居住関係を証明するだけでなく、あらゆる行政サービスの基礎となります。

住所が変更となった場合には、決められた期間内に必ず届出をしてください。

### ○住民異動届

	届出名	届出の期間	届出に必要なもの
転入届	他の市区町村から上三川町へ住所を移したとき	実際に住み始めた日(異動日)から14日以内 ※異動日より前に届出することは出来ません	・転出証明書(前住所地で発行) ・通知カードまたはマイナンバーカード ・届出人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
転出届	上三川町から他の市区町村へ住所を移すとき	転出する前または転出した日から14日以内	・届出人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
転居届	上三川町内で住所を移したとき	実際に住み始めた日(異動日)から14日以内 ※異動日より前に届出することは出来ません	・マイナンバーカード ・届出人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

※本人、同一世帯員以外の方が届出をする場合は委任状が必要です。

※住民異動に伴う関連手続きには、その他必要になるものもあります。

※届出期間内に届出を提出しなかった場合や虚偽の届出をした場合は、町から簡易裁判所に通知を行い、5万円以下の過料(住民基本台帳法第52条)の対象になる場合があります。

▶受付場所=上三川町役場 住民課

▶受付時間=午前8時30分~午後5時15分(木曜日のみ午後7時まで)

土日、祝日、年末年始は除く

※4月は住民異動に関係する届出が集中し、普段よりも手続きに時間がかかる場合があります。

▶問い合わせ先=住民課 総合窓口係 ☎669125

## 令和3年度 介護予防に関する出前講座

町では、保健師が地域の居場所等に出向き、住民の方向けの介護予防に関する講座を行っています。

地域の居場所や団体等で講座開催の希望がありましたら、お問い合わせください。

▶日時=令和3年4月~令和4年3月の平日 午前10時から午後4時

(1回の講座は1時間程度)

▶場所=各サロン、コミュニティセンター、公民館、集会所等

▶内容=フレイル予防・介護予防の講話

(運動、認知症、栄養、口腔ケアについてなど)

タッチパネルを用いた簡単な認知症テスト

※日時、場所、内容については、申し込み時にご希望を伺い決めさせていただきます。

▶申込期限=4月30日(金)

▶問い合わせ先=健康福祉課 高齢者支援係 ☎669102



## 上三川町定住促進住宅取得支援金のご案内

### 今年初めて固定資産税の納付書が届いた方へ

上三川町内への定住促進を図るため、住宅を取得した方に対して支援金を交付する制度を行っています。

### ○対象となる方(全てを満たす必要があります。)

- ・今年初めて固定資産税の納付書が届いた方
  - ・住所が「しらさぎ〇丁目」「天神町」の地区に新築、または建売住宅を購入された方、もしくは町内に中古住宅を購入された方
  - ・夫婦どちらかが40歳未満である世帯
  - ・自治会に加入している世帯
- その他詳細な要件等がありますので、詳しくは町建築課までお問い合わせください。

▶問い合わせ先=建築課 住宅係 ☎669145